

5-1 富山県消防防災ヘリコプター搭乗派遣職員取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、富山県消防防災ヘリコプターに搭乗し、救急救助活動、消火活動、防災活動等に従事するため、富山県に派遣される市町及び一部事務組合（以下「派遣団体」という。）の職員（以下「派遣職員」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(職員の派遣基準)

第2条 派遣職員は、次に定める基準に基づいて、市町長及び一部事務組合の管理者（以下「市町長等」という。）の推薦を受けた者とする。

- (1) 3年以上の救急業務の経験を有する者であること。
- (2) 原則として県消防学校の救助課程を修了している者又はこれと同程度の能力を有している者であること。
- (3) 救助員として優れた判断力、体力及び技能等を有している者であること。

(派遣推薦書の提出)

第3条 市町長等が、職員を派遣しようとするときは、派遣推薦書（第1号様式）に次に掲げる必要書類等を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 履歴書
- (2) 給与明細等
- (3) 健康管理カードの写し
- (4) その他知事が必要と認める書類等

(受入れの決定及び通知)

第4条 知事は、前条の派遣推薦書が提出されたときは、その受け入れについて速やかに決定し、市町長等に通知するものとする。

(協定書の締結)

第5条 知事と市町長等は、派遣職員の身分取扱い等について、この要綱に従い、協定書（第2号様式）を作成し、各1通を保有するものとする。

2 派遣職員の身分取扱い等について、この要綱の規定により難い特別の事情がある場合には、協定書に特別の定めができるものとする。

(派遣期間)

第6条 派遣期間は、原則として3年とする。ただし、必要があるときは、知事と市町長等が協議の上、協定書によりこれを変更することができる。

(派遣職員の身分)

第7条 派遣職員は、派遣期間中、県の職員に併せて任命されるものとする。

(給与及び旅費)

第8条 派遣職員の特殊勤務手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、県の関係規定により県が負担し、支給する。

2 派遣職員の旅費は、県の関係規定により県が負担し、支給する。

3 給料及び第1項に掲げる以外の手当等については、派遣団体の関係規定を適用して、派遣団体が支給するものとする。

(勤務条件)

第9条 派遣職員の服務、勤務時間その他の勤務条件は県の規定を適用する。

(分限及び懲戒)

第10条 派遣職員に対する分限及び懲戒は、知事と市町長等がその都度協議して行うものとする。

(共済組合)

第11条 派遣職員は、派遣団体の属する共済組合の組合員とし、派遣職員に係る共済組合への地方公共団体の負担金は、派遣団体が負担するものとする。

(公務災害)

第12条 地方公務員災害補償基金負担金は派遣団体が負担するものとし、派遣職員に対する公務災害の補償手続等は、知事と市町長等がその都度協議して行うものとする。

(勤務状況等の通知)

第13条 知事は、派遣職員の勤務状況を必要に応じて市町長等に通知するものとする。

2 市町長等は、派遣職員の昇任、昇格、昇給等身分取扱いに関して必要な事項を、その都度知事に通知するものとする。

(その他)

第14条 この要綱及びこの要綱に基づく協定に定めるもののほか、当該派遣職員の身分等の取扱いについて、疑義が生じたときは、知事及び関係市町長等が協議の上、決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成7年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

令和 年 月 日

富山県知事 ○○○○ 殿

○○市(町)長 ○○○○
(○○一部事務組合管理者 ○○○○)

派遣職員の推薦について

下記職員を適任と認め、推薦します。

記

- 1 派遣職員の職氏名
- 2 生年月日(年齢)
- 3 学歴、資格等
- 4 現給料等
- 5 履歴等
- 6 推薦理由

職 級 号給 (円)
別紙履歴書のとおり

7 その他参考となる事項

履 歴 書

所 属			
ふ り が な 氏 氏 名			
階 級			
現 住 所			
最 終 学 歴	年	月	日 卒業・中退
本 給	職	級	号給 円
資 格 技 能			
賞 罰			
職 歴			
年	月	日	

給 与 等 調 書

所 属		
階 級		
氏 名		
生年月日		
住 所		
給 料		
扶 養 手 当	配 偶 者	
	第 1 子	
	第 2 子	
	第 3 子	
	そ の 他	
	計	
通 勤 手 当	通 勤 方 法	
	通 勤 区 分	
	支 給 額	
住居手当		
次期昇給	年 月 日	
時 期	級 号給 円	
備 考		

富山県消防防災ヘリコプター搭乗派遣職員に関する協定書

富山県（以下「甲」という。）と〇〇市（町、一部事務組合）（以下「乙」という。）とは、富山県消防防災ヘリコプター搭乗派遣職員取扱要綱第5条の規定に基づき、甲への職員の派遣について次のとおり協定する、

（派遣職員）

第1条 乙は、〇〇市（町、一部事務組合）消防吏員〇〇（職）〇〇〇〇（氏名）を甲に派遣するものとする。

第2条 乙が派遣する職員（以下「派遣職員」という。）の派遣期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間とする、

（派遣職員の身分）

第3条 甲は、派遣職員を派遣期間中、甲の職員に併任するものとする。

（給与及び旅費）

第4条 甲は、甲の関係規定により、消防防災ヘリコプターの活動に伴い必要となる特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び旅費を負担し、派遣職員に支給するものとする。

2 乙は、給料及び前項に掲げる以外の手当等を派遣職員に支給するものとする。

（勤務条件）

第5条 派遣職員の服務、勤務時間その他の勤務条件については、甲の規定を適用するものとする。

（分限及び懲戒）

第6条 派遣職員の分限及び懲戒については、甲と乙がその都度協議のうえ、行うものとする。

（共済組合）

第7条 派遣職員は、派遣期間中においても、乙の共済組合の組合員であるものとし、派遣職員に係る共済組合への地方公共団体の負担金については、乙が負担するものとする。

（公務災害）

第8条 派遣職員に係る地方公務員災害補償基金負担金は乙が負担するものとし、派遣職員の公務災害の補償手続等については、甲と乙がその都度協議のうえ、行うものとする。

（昇任等の通知）

第9条 甲は、派遣期間の勤務状況を、必要に応じて乙に通知するものとする。

2 派遣職員に昇任、昇格、昇給等身分に異動が生じたときは、乙は速やかに甲に通知するものとする。

（派遣の取り止め）

第10条 甲又は乙の都合により、派遣期間満了前に派遣を取り止めようとするときは、甲、乙双方協議の上、決定するものとする。

（その他）

第11条 この協定書に定めた事項に変更を要すると認めたとき、又は、疑義を生じたときは、甲、乙双方協議の上、決定するものとする。

以上の協定を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有

するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 富山県知事 〇 〇 〇 〇

乙 〇〇市(町)長 〇 〇 〇 〇
(〇〇消防組合 管理者 〇 〇 〇 〇)

(消防本部経由)

第 号
令和 年 月 日

〇〇市(町) 〇〇〇〇 殿
(〇〇消防組合管理者〇〇〇〇)

富山県知事 〇〇〇〇 印

派遣職員の勤務状況通知書 (月分)

下記派遣職員の勤務状況を富山県消防防災ヘリコプター派遣職員取扱要綱第13条により、下記のとおり通知します。

1 勤務状況

氏名	月	出勤	休 暇			職務 専念 義務 免除	出張	欠勤	週休 指定	摘 要
			年次 休暇	病気 休暇	特別 休暇					

2 その他特記すべき事項

5-2 富山県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会会則

(目的)

第1条 本会は、富山県消防防災ヘリコプターの円滑な運航管理を図り、本県の消防防災体制の充実強化に資することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、富山県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会（以下「協議会」という。）という。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、富山県、県内の15市町村及び3一部事務組合をもって構成する。

(協議会の任務)

第4条 協議会は、次の事項を行うものとする。

- (1) 富山県消防防災ヘリコプターの運航に関する協議、連絡、調整
- (2) 富山県、市町村及び一部事務組合が参加して行う富山県消防防災ヘリコプターに関する合同訓練の協議、連絡、調整
- (3) 富山県消防防災ヘリコプターの運営に要する経費のうち、市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が派遣する消防防災航空隊員の人件費に係る市町村負担の徴収及び当該負担金の市町村等への支払い
- (4) 消防防災航空隊員を派遣している市町村等への助成
- (5) その他必要な事項

(役員)

第5条 協議会に会長、委員及び監事を置く。

- 2 会長は、富山県総合政策局消防課長をもって充てる。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員は、富山県消防長会長、各地区の消防長若干名、富山県市長会事務局長及び富山県町村会事務局長とする。
- 5 監事は、委員のうちから互選により2名選出する。
- 6 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- (2) 会長、委員及び監事は、委員会を構成し、第4条に規定する事項について協議する。
- (3) 監事は、会計監査を行い、その結果を委員会に報告する。

(会議及び定足数)

第7条 協議会の会議は、委員会によるものとする。

- 2 委員会は、会長が召集し、構成員の半数以上の出席を得て開催する。
- 3 委員会は、協議会の運営にあたりとともに、次の事項について出席者の過半数をもって議決する。
 - (1) 事業計画
 - (2) 予算及び決算

- (3) 規約の改廃
- (4) その他会長が必要と認める事項
(事業の会計)

第8条 第4条第3号に規定する市町村負担金の徴収等については、別に定める。

- 2 前項の負担金は、毎年度、3月に徴収するものとし、過不足が生じた場合は、翌年度に調整するものとする。
- 3 第4条第4号に規定する助成は、別に定める基準によるものとする。
- 4 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 5 予算及び決算は、毎年度、市町村等に報告するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務は、富山県総合政策局消防課において行う。

(雑則)

第10条 その他協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この会則は、平成8年4月1日から施行する。

(附則)

この会則は、平成10年4月1日から施行する。

(附則)

この会則は、平成13年4月1日から施行する。

(附則)

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

(附則)

この会則は、平成20年4月1日から施行する。

(附則)

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

市町村負担金の徴収等の方法

市町村及び消防組合から派遣される消防防災航空隊員の人件費に係る負担金については、下記により、県内の15市町村から徴収し、消防防災航空隊員を派遣している市町村及び一部事務組合（以下「派遣元市町村等」という。）に支払うものとする。

記

1 負担金の内容

市町村負担金は、消防防災航空隊員の給料、諸手当（特殊勤務手当、超過勤務手当及び休日勤務手当を除く。）及び事業主負担金の総額とする。

2 負担金の額の決定方法

各市町村の負担金の額は、富山県市長会及び富山県町村会が決定した額とするものとする。

3 負担金の徴収等の時期

各市町村の負担金の徴収及び派遣元市町村等への支払いの時期は、原則として翌年3月に徴収し、支払うものとする。

なお、各市町村の負担金に過不足が生じた場合は、翌年度に調整するものとする。

消防防災航空隊員派遣助成金の交付基準

消防防災航空隊員を派遣している市町村及び一部事務組合（以下「派遣元市町村等」という。）の消防防災業務の円滑化に資することを目的として、派遣元市町村等に対し、下記により消防防災航空隊員派遣助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

記

1 助成金の財源

助成金は、富山県から交付される「消防防災ヘリコプター運航調整交付金」（以下「交付金」という。）を財源とする。

2 助成金の算定方法

- (1) 助成金は、交付金の額を消防防災航空隊員数で均等按分し、派遣隊員数に応じて派遣元市町村等に交付する。
- (2) (1)で算定した助成金の額は、千円単位（千円未満切り捨て）とし、交付金に残額が生じた場合は、最も多くの隊員を派遣している派遣元市町村等に加算する。
- (3) その他必要な事項は、その都度会長が別に定める。

3 交付手続き

交付手続きについては、毎年度、派遣元市町村等に通知するものとする。

5-3 関係応援協定

1 災害時の相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、新潟県または富山県において災害が発生し、被災県単独では十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第74条第1項の規定に基づき、被災県が他の県に応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 新潟県及び富山県（以下「両県」という。）は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局（以下「担当部局」という。）を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災地の情報収集及び人員、資機材輸送等のためのヘリコプターの派遣
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (4) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (5) 救助及び応急復旧等に必要な医療職、技術職等の職員の派遣
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (7) ゴミ及びし尿の処理のための車両及び施設のあっせん
- (8) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 被災県は、応援を受けようとするときは、応援を要請する県に対し、次の事項を口頭、電話又は電信により連絡するとともに、速やかにその旨を文書で提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) ヘリコプターの派遣場所及びヘリポートの位置
- (3) 前条第2号から第4号までに掲げるものの品名、数量等
- (4) 前条第5号に掲げるものの職種別人員
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した費用は、応援を受けた県の負担とする。

2 応援を受けた県が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた県から要請があった場合は、応援をした県は、当該費用を一時繰替えて支弁するものとする。

(応援の自主出動)

第6条 応援を行なおうとする県は、被災県から応援の要請がない場合であっても、被災県との連絡が取れず、かつ、応援の必要があると認めるときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し、被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した費用の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要した経費は、応援をした県の負担とする。

(資料の交換)

第7条 両県は、この協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、毎年4月末日までに次の資料を交換するものとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 担当部局の担当責任者、補助者等の職、氏名及び連絡方法
- (3) 県境地域市町村の避難所、ヘリポート等の所在地及び位置図
- (4) 食糧及び生活必需品の備蓄状況
- (5) 情報収集班の構成員名簿
- (6) 前各号の定めるもののほか、必要な事項

(協 議)

第8条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項に付いては両県が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両県記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成7年8月24日

富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県知事 中 沖 豊 ⑩

新潟県新潟市新光町4番地1

新潟県知事 平 山 征 夫 ⑩

2 北陸三県災害時等の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、北陸三県（石川県、富山県及び福井県。（以下「三県」という。）で第1号に掲げる災害が発生し、または発生するおそれがある場合並びに第2号及び第3号に掲げる事態（以下「災害時等」という。）において、被災県又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要がある県（以下「被災県等」という。）では被災者等（避難住民並びに大規模災害、武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害による被災者をいう。以下同じ。）の避難、救援等の対策が十分に実施できない場合に、被災県等の要請に基づき行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。）第1条に定める武力攻撃事態等
- (3) 武力攻撃事態対処法第25条第1項に定める緊急処理事態

(相互連絡体制等の整備)

第2条 三県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局（以下「担当部局」という。）を定めるとともに、通信手段の多ルート化を図るなど、相互の迅速かつ円滑な情報伝達及び連絡系統の確立に努め、災害時等においては、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災県等の情報収集並びに人員及び資機材の輸送等に係わるヘリコプターの派遣
- (2) 避難、救援、救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣並びにボランティアのあっせん
- (3) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (4) 被災者等の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん
- (5) 避難、救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (6) 被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (7) ゴミ、し尿処理等のための車両及び施設のあっせん
- (8) 医療機関による傷病者の受入
- (9) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする県は、次の事項を明らかにして、先ず口頭、電話又は電信により、他の県に要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) ヘリコプターの派遣場所及びヘリポートの位置
- (3) 前条第2号に掲げるものの職種別人員
- (4) 前条第3号から第5号までに掲げるものの品名、数量等
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した費用は、原則として応援を受けた県の負担とする。

2 応援を受けた県が前項に規定する費用を支弁することが困難であり、かつ応援を受けた県から要請があった場合は、応援した県は、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

(自主的活動)

第6条 災害時等であって、被災県等との連絡が取れない場で、他の県は速やかにその被災状況等について自主的に情報収集を行うものとする。

2 前項の情報収集により、応援を行おうとする県が必要と認めたときは、職員を派遣し、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。ただし、第1条第2号及び第3号に掲げる災害時等については、この限りではない。

3 前項の応援に要した経費の負担については、前条の規定を準用する。

(訓練の参加)

第7条 三県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、他の県主催の防災訓練等に相互に参加するよう努めるものとする。

(災害対策連絡会の設置等)

第8条 三県は、この協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、三県の担当で構成する災害時等対策連絡会を設置し、あらかじめ応援内容を具体的に定めるとともに、必要に応じてその見直しを行い、次の資料を作成し、交換するものとする。

- (1) 地域防災計画及び国民保護計画
- (2) 担当部局の担当責任者及び補助者等の職、氏名並びに連絡方法等
- (3) 応援者の第1次集結拠点及び位置図
- (4) ヘリポート等の所在地及び位置図
- (5) 食料、飲料水及び生活必需品の備蓄状況
- (6) 調査隊の構成員名簿
- (7) その他必要な事項

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度三県が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、三県の担当部局が別途協議して定めるものとする。

(施行期日)

第10条 この協定は、平成21年5月18日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、三者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年5月18日

石川県知事 谷本正憲 ⑩

富山県知事 石井隆一 ⑩

福井県知事 西川一誠 ⑩

3 災害時等の応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市（以下「県市」という。）で第1号に掲げる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合並びに第2号及び第3号に掲げる事態（以下「災害時等」という。）において、被災県市又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要がある県市（以下「被災県市等」という。）では被災者等（避難住民並びに大規模災害、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害による被災者をいう。以下同じ。）の避難、救援等の対策が十分に実施できない場合に、被災県市等の要請に基づき行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。）第1条に定める武力攻撃事態等
- (3) 武力攻撃事態対処法第25条第1項に定める緊急対処事態

(応援県市)

第2条 大規模な災害時等においては、救援活動等を速やかに実施できる体制を執るため、応援県市は、必要に応じ被災県市等に対する救援対策本部を設置することができる。

- 2 応援県市は、相互に連絡をとり、主たる応援県市を決定する。
- 3 主たる応援県市は、速やかに救援対策本部を設置するものとする。

(応援の内容)

第3条 応援県市が行う応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
 - ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及びあっせん
 - イ 被災者等の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及びあっせん
 - ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあっせん
 - エ 避難、救援・救護、救助活動及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
 - (2) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災県市等の境界付近における必要な措置
 - (3) 被災者等の一時収容のための施設の提供
 - (4) 医療機関による傷病者の受入
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
- 2 各県市は、前項の応援が円滑に実施できるよう必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする県市は、別に定める内容を明らかにして、他の県市に要請するものとする。

2 各県市は、前項の要請を円滑に行うため、通信手段の整備に努めるものとする。

(災害時等における自主的活動)

第5条 災害時等であって別に定めるときに通信途絶等により被災県市等から前条の要請がない場合、他の県市は速やかにその被災状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた県市の負担とする。

2 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県市の負担とする。

3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災県市等が、被災県市等への往復の途中において生じたものについては、応援県市が賠償の責めに任ずる。

4 前3項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災県市等及び応援県市が協議して定める。

(情報交換)

第7条 各県市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国民保護計画その他必要な情報を相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 各県市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、他の県市主催の防災訓練等に相互に参加するよう努めるものとする。

(連絡協議会の設置)

第9条 この協定に関する事項、その他必要な事項を研究・協議するため中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会を設置するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、関係県市が協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成19年7月26日から施行する。

2 平成7年11月14日締結の協定は、平成19年7月25日限りで廃止する。

平成19年7月26日

富山県知事 石川県知事 福井県知事 長野県知事 岐阜県知事 静岡県知事 愛知県知事
三重県知事 滋賀県知事 名古屋市長

災害時等の応援に関する協定 実施細則（防災）

（趣旨）

第1条 この実施細則は、「災害時等の応援に関する協定」（以下「協定」という。）のうち協定第1条第1号に掲げる災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害に関する事項の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援縣市）

第2条 協定第2条第1項に基づく応援縣市の救援対策本部の業務は、次のとおりとし、第3項に基づき決定される主たる応援縣市の調整に基づき、行うものとする。

- (1) 被災縣市の情報収集と状況把握
 - (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
 - (3) 中部9県1市連絡事務所への連絡員派遣
 - (4) 震度7の地震が中部9県1市内で発生、又は災害発生時に被災縣市と連絡がとれない場合、速やかに初動時に必要な物資を準備し、必要に応じ搬出
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うため必要な業務
- 2 前項の応援縣市の救援対策本部には、被災縣市への一元的、一体的な応援のため、必要に応じて、応援県の市町村等の応援関係団体が参加することができるものとする。
- 3 協定第2条第2項に基づく主たる応援縣市は、別表1のとおり、決定するものとする。ただし、太平洋側の複数県が被災した場合には、別表2のとおり、決定するものとする。
- 4 協定第2条第3項に基づく主たる応援縣市の救援対策本部の業務は、次のとおりとする。
- (1) 被災縣市災害対策本部内での中部9県1市連絡事務所の設置及び連絡員派遣
 - (2) 被災縣市の情報収集と状況把握
 - (3) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
 - (4) 要請内容の協定縣市への適切な仕分け（コーディネート）
 - (5) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
 - (6) 被災縣市および災害応急活動実施機関との連絡調整
 - (7) 被災者の受入施設（病院・福祉施設・仮設住宅等）の確保および調整
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うため必要な業務
- 5 前各項の業務の遂行に関し必要な事項は、別に定める。

（幹事県）

第3条 応援縣市の調整、決定、中部9県1市内での共有等を実施するため、幹事県を置く。

2 幹事県は、別表3に掲げる輪番による。

（応援の内容）

第4条 協定第3条第1項の規定に基づく物資、資機材及び応急復旧に必要な職員の状況等は、常時実態どおり把握しておくものとし、そのうち、緊急時に必要な食料・生活必需品・医薬品の内容に変更があったときは、速やかに、各縣市に連絡するものとする。

2 協定第3条第2項の規定に基づき、物資、資機材の備蓄に努めるとともに、各地域におけるこれらの製造業者又は販売業者等と災害時における物資等の調達に関する協定を締結するよう努めるものとする。

（応援要請の手続）

第5条 応援を受けようとする縣市は、無線又は電話等（以下「無線等」という。）により次の事項

を明らかにして要請し、後日、速やかに応援要請書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 物資等の搬入、人員の派遣
 - ア 物資・資機材の搬入
物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
 - イ 人員の派遣
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

(応援実施の手続)

第6条 要請を受けた県市は、要請事項の確認後、速やかに、各応援県市と連絡調整し、要請事項および搬入・派遣に要する時間などの応援計画を無線等により被災県市に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

2 要請を受けた県市と協定第2条第2項に規定する主たる応援県市とが異なる場合は、主たる応援県市が前項の手続きを行うものとする。

(応援物資の受領の通知)

第7条 被災県市は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

(応援終了報告)

第8条 主たる応援県市は、応援が終了したときは、被災県市に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(災害時等における自主的活動)

第9条 協定第5条に規定する別に定めるときとは、震度6弱以上の地震による災害をいう。

2 協定第5条に規定する自主的な情報収集活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) ヘリコプター等による被災状況の収集
- (2) 職員派遣による情報収集
- (3) その他効果的な情報収集

3 前項により知り得た情報は、被災県市および他の県市に速やかに伝達するものとする。

4 第2項の情報収集活動または他の県市からの情報により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災県市等と連絡ができない場合は、他の県市と連絡調整を行いながら自主的に応援活動を実施するものとする。

5 応援県市は、災害直後、自主的な応援活動のため職員等を派遣する場合には、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。

6 第2項から前項までの活動は、各県市の友愛精神のもとに行うものであり、この場合においては、被災県市等から協定第4条の規定に基づく応援要請があったとみなし、その応援手続は、細則第5条から第8条までの規定を準用し、事後処理を行うものとする。

(経費の負担)

第10条 協定第5条の規定に基づく自主的な情報収集および前条第4項の規定に基づく自主的活動に要した経費は、応援県市の負担とする。

2 応援職員の派遣に要する経費については、応援県市が定める規定により算定した当該応援職員の旅費および諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第11条 協定第7条の規定に基づく共通の情報は次のとおりとし、変更の都度、各県市に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部局および通信手段一覧表 (別表4)
- (2) 備蓄物資、業者提携物資一覧表
- (3) ヘリポート及びヘリコプター離着陸可能箇所
- (4) 前各号に掲げるもののほか、共通の情報として必要と認められる内容

2 隣接県市は、同条に定める情報のほか、次の内容についても情報交換し、より緊密な連絡体制を維持することとする。

- (1) 輸送ルート、応援物資の集積場所等の応援に必要な情報
- (2) 病院・福祉施設などの所在地、入院入所可能数
- (3) 避難所の位置
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる内容

附 則 この実施細則は、平成27年1月19日から施行する。

附 則 この実施細則は、平成31年4月1日から施行する。

平成27年1月19日

富山県知事政策局長 石川県危機管理監 福井県危機対策監
長野県危機管理監兼危機管理部長 岐阜県危機管理部長 静岡県危機管理監
愛知県防災局長 三重県防災対策部長 滋賀県防災危機管理監 名古屋市消防長

(別表1)

被災縣市と主たる応援縣市の一覧表

被災縣市	主たる応援県順位
富山県	1 石川県 2 長野県 3 岐阜県
石川県	1 富山県 2 福井県 3 岐阜県
福井県	1 石川県 2 岐阜県 3 滋賀県
長野県	1 富山県 2 石川県 3 岐阜県
岐阜県	1 愛知県 2 三重県 3 富山県
静岡県	1 愛知県 2 長野県 3 岐阜県
愛知県	1 岐阜県 2 三重県 3 静岡県
三重県	1 愛知県 2 岐阜県 3 滋賀県
滋賀県	1 三重県 2 福井県 3 岐阜県

※名古屋市は、愛知県と調整の上、応援を行う。

※順位内の県で応援できない場合、幹事県が主たる応援縣市を調整し、定める。

(別表 2)

被災縣市と主たる応援縣市の一覧表（太平洋側の複数県が被災した場合）

被災縣市	主たる応援県順位
静岡県	1 富山県 2 長野県
愛知県	1 石川県 2 岐阜県
三重県	1 福井県 2 滋賀県

※本表に基づき活動する場合としては、太平洋側の3県すべてで震度6強以上の地震が発生した場合などが想定される。

※第2位の県は、第1位の県が主たる応援縣市となった場合、応援縣市としての活動が可能であれば、主たる応援縣市と協力して、被災縣市の応援縣市として活動する。

※順位内の県で応援できない場合、幹事県が主たる応援縣市を調整し、定める。

(別表3)

幹事県の一覧表

順位	県名
1	長野県
2	岐阜県
3	静岡県
4	愛知県
5	三重県
6	富山県
7	石川県

※順位は、平成31年度を1とする。

※幹事県が被災した場合、翌年度の幹事県が代行する。なお、翌年度の幹事県が調整できない場合、翌々年度の幹事県が担う。以下同じ。

(別表4)

連絡担当部局及び通信手段一覧表

県市名	担当部局 課室名	一般加入電話			行政電話	消防防災 電話 (FAX)	地域衛星電話 (FAX)	Eメール
		代表 (内線)	直通 (時間外)	FAX (時間外)				
富山	総合政策局 防災・危機管理課	〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号			-	16-3363 (16-2827)	0161113363 (0161112827)	abosaikikikanri@pref.toyama.lg.jp
		076-431-4111 (内線 3363)	076-444-3187 (076-431-4111)	076-432-0657 (076-432-0657)				
石川	危機管理監室 危機対策課	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地			5295 2376	17-4290 (17-6897)	0171114290 (0171116743)	e170700@pref.ishikawa.lg.jp
		076-225-1111 (内線 4289)	076-225-1482 (076-225-1482)	076-225-1484 (076-225-1484)				
福井	安全環境部 危機対策・防災課	〒910-8580 福井市大手3丁目17-1			5495 2172	18-111 (18-112)	018111612172 (018111612189)	kikitaisaku@pref.fukui.lg.jp
		0776-21-1111 (内線 2171)	0776-20-0308 (0776-21-1111)	0776-22-7617 (0776-22-7617)				
長野	危機管理部 危機管理防災課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2			-	020-231 (020-231)	0202315208 (0202318739)	bosai@pref.nagano.lg.jp
		026-232-0111 (内線 5208)	026-235-7408 (026-235-7408)	026-233-4332 (026-233-4332)				
岐阜	危機管理部 防災課	〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号			-	21-671 (21-679)	02140022746 (021400725)	c11115@pref.gifu.lg.jp
		058-272-1111 (内線 2746)	058-272-1125 (058-272-1034)	058-271-4119				
静岡	危機管理部 危機政策課	〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号			-	22-31 (22-26)	0221003731 (0221006250)	boukei@pref.shizuoka.lg.jp
		-	054-221-3731 (054-221-2072)	054-221-3252 (054-221-3252)				
愛知	防災局 災害対策課	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2			-	23-1128 (23-4612)	0236002512 (0236001510)	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp
		052-961-2111 (内線 2512)	052-954-6193 (052-954-6844)	052-954-6912 (052-954-6995)				
三重	防災対策部 災害対策課	〒514-8570 津市広明町13番地			-	24-11 (24-11切替)	02410182189 (02410182199)	staisaku@pref.mie.lg.jp
		-	059-224-2189 (059-224-2189)	059-224-2199 (059-224-2199)				
滋賀	総合政策部 防災危機管理局	〒520-8577 大津市京町4-1-1			-	25-823 (25-850)	025100823 (025100850)	as00@pref.shiga.lg.jp
		077-528-3436 (内線 7400)	077-528-3432 (077-528-3436)	077-528-6037 (077-523-6390)				
名古屋	防災危機管理局 危機対策室	〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1			-	-	0237006090 (0237005555)	a3584@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp
		052-961-1111 (内線 3522)	052-972-3584 (052-961-0119)	052-962-4030 (052-953-0119)				

※ 行政電話、消防防災電話、地域衛星電話については、はじめに識別番号を入力するか、又は、専用に電話機を使用するなど各県市庁内で使用方法が異なるため、それぞれの県市で適切な対応ができるようにしておくこと。

4 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会で締結している災害時の相互応援協定又は都道府県間で個別に締結している災害時の相互応援協定では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、地震による大規模災害が発生した都道府県（以下「被災県」という。）の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(広域応援)

第2条 被災県は、次の表の自ら所属するブロック知事会以外のブロック知事会を構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援（以下「広域応援」という。）を要請することができる。

ブロック知事会名	構 成 都 道 府 県 名					
北海道東北地方知事会	北海道 福島県	青森県 新潟県	秋田県	岩手県	山形県	宮城県
関東地方知事会	東京都 神奈川県	群馬県 山梨県	栃木県 静岡県	茨城県 長野県	埼玉県	千葉県
中部圏知事会	富山県 静岡県	石川県 福井県	岐阜県 滋賀県	愛知県	三重県	長野県
近畿ブロック知事会	福井県 和歌山県	三重県 兵庫県	滋賀県 徳島県	京都府	大阪府	奈良県
中国地方知事会	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	
四国知事会	徳島県	香川県	愛媛県	高知県		
九州地方知事会	福岡県 鹿児島県	佐賀県 沖縄県	長崎県 山口県	大分県	熊本県	宮崎県

2 所属するブロック知事会（以下「ブロック」という。）が複数ある都道府県については、被災県からの広域応援が要請された場合、重複しているブロックの間で協議のうえ、いずれかのブロックに属するものとして対応すべきことを決定するものとする。

(ブロックによる広域応援の連絡調整)

第3条 広域応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県及び副幹事県（以下「幹事県等」という）を置く。

2 幹事県は、原則として前条第1項に掲げる各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。

- 3 幹事県は、被災県に対する広域応援を速やかに行うため、ブロック内の総合調整を行うものとする。
- 4 幹事県が被災等によりその事務を遂行できない場合に備え、各ブロックは、協議のうえ、副幹事県を決定しておくものとする。
- 5 幹事県等がともに被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代わって職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。
- 6 各ブロックの幹事県は、幹事県等を定めたときはその都道府県名を毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。幹事県又は副幹事県ときも同様とする。
- 7 全国知事会は、前項による報告を受けた場合には、その状況をとりまとめのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

（連絡窓口）

第4条 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。

- 2 各都道府県は、連絡担当部局を変更した場合には、速やかに全国知事会に報告するものとする。
- 3 全国知事会は、第1項及び前項による報告を受けた場合には、その状況をとりまとめのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

（広域応援の内容）

第5条 広域応援の内容は、被災地における救援・救護及び災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。

（広域応援の要請）

第6条 被災県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに自らが所属するブロックの幹事県に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援の要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
 - (2) 施設、提供業務の種類又は斡旋の内容
 - (3) 職種及び人員
 - (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
 - (5) 応援期間（見込みを含む。）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 前項の連絡及び要請を受けた幹事県は、速やかに、被災県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡するものとする。
 - 3 全国知事会は、前項の連絡を受けたときは、速やかに、各ブロックと調整を行ったうえで、被災県に対する広域応援計画を作成し、各ブロックの幹事県等及び被災県に、広域応援の内容を連絡するものとする。
 - 4 広域応援計画で被災県を応援することとされた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。
 - 5 前第1項による要請をもって、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第7条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。

2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え支弁を求めることができるものとする。

3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(隣接県に対する応援要請)

第8条 被災県は、隣接するブロックの一部の都道府県に対し応援を要請することができる。この場合において、被災県は、応援を要請する都道府県名を指定して行うものとする。

2 前項の応援（以下「ブロック外応援」という。）については、第5条、第6条（第3項を除く。）及び第7条の規定を準用する。

3 全国知事会は、被災県が指定した都道府県に対し、ブロック外応援の内容を伝えるとともに、協力方を要請するものとする。

4 前項の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなければならない。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、都道府県が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第10条 各都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成8年9月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長及び各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成8年7月18日

全国知事会会長

岡山県知事

北海道東北地方知事会会長

福島県知事

関東地方知事会会長

千葉県知事

中部圏知事会会長

愛知県知事

近畿ブロック知事会会長

和歌山県知事

中国地方知事会会長

山口県知事

四国知事会常任世話人
香川県知事
九州地方知事会会長
大分県知事

5 消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、富山県（以下「甲」という。）、石川県（以下「乙」という。）及び福井県（以下「丙」という。）において、消防防災ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(連絡及び調整)

第2条 甲、乙及び丙は、耐空検査等について相互に連絡し点検スケジュールを調整する。

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請は、甲、乙及び丙が保有するヘリが耐空検査及び整備等により運航不能又は他の用務のために出動できない場合で、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」昭和61年5月30日付消防救第61号消防庁次長通知)の対象となる場合を除くヘリの出動事案が発生した場合に行うものとする。

(応援)

第4条 前条による応援要請を受けた自治体は、所掌業務、気象状況等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

(応援活動の位置付け)

第5条 応援活動の内容が救急搬送等消防の業務である場合には、甲、乙及び丙の保有するヘリの出動にあつては、当該ヘリの航空隊に隊員を派遣した市町村等と応援を受けた市町村等の間で消防組織法第39条第1項による応援活動があつたものとする。

(応援要請の手続き)

第6条 応援要請にかかる手続きについては別途定める。

(応援の中断)

第7条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側の長はヘリの応援を要請側と協議のうえ中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第8条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。

但し、ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援に出動すべき命令があつたときは、そのときからこの協定に基づく応援は始まるものとする。

さらに、ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援出動が中断され、復帰すべき命令があつたときは、そのときをもってこの協定による応援は終了するものとする。

(応援のため出動したヘリの指揮)

第9条 応援出動したヘリ指揮は、要請側の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。また、応援活動の内容が第5条に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって前項に規定する現場の最高指揮者と緊密な連絡をとるものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要する派遣職員の給与、航空機の燃料費（応援先において給油する場合を除く。）及び消耗品費等の通常経費並びに応援職員の公務災害に係る災害補償費は、応援側の負担とする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは要請側の負担とする。
但し、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する補償費
- (2) へりの損傷に対する諸経費
- (3) 一般人の死傷に伴う損害賠償に要する諸経費

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

4 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

(情報交換)

第11条 この協定に基づき甲、乙及び丙は相互に域内の臨時離着陸場等について情報交換を行い、出勤時に速やかに対応できるよう日頃から努めるものとする。

(その他)

第12条 この協定に関する疑義又は定めない事項が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

附 則

(実施時期)

この協定は、平成9年7月1日から実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙は記名押印の上、各1通を保有する。

平成9年7月1日

甲 富山県知事

乙 石川県知事

丙 福井県知事

6 富山県・長野県・岐阜県航空消防防災相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、富山県、長野県及び岐阜県（以下「三県」という。）において、消防防災ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、自県の保有するヘリ及び自県の県警ヘリコプター（以下「自県ヘリ」という。）が出動できない事案又は自県ヘリだけでは対応が困難な事案が発生した場合に行うものとする。ただし、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和 61 年 5 月 30 日付消防救第 61 号消防庁次長通知）の対象となる事案及び海難救助のための事案を除く。

(応援)

第3条 前条による応援要請を受けた県は、所掌業務、気象条件等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

(応援活動の位置付け)

第4条 応援活動の内容が救急搬送等消防業務である場合には、三県の保有するヘリの出動にあつては、当該ヘリの航空隊に隊員を派遣した市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）と応援を受けた市町村等の間で、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条第 1 項による応援活動があつたものとする。

(応援要請の手続き)

第5条 応援要請は、要請側運航（管理）責任者（富山県は消防防災課長、長野県は危機管理・消防防災課長、岐阜県は消防政策室長）から応援側運航（管理）責任者に対して行うものとする。

2 応援要請に係る手続きは、電話又はファクシミリにより次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 出動事案の概要
- (2) 必要な応援の内容
- (3) 事案発生の日時、場所及び状況
- (4) 現場の最高指揮者の職・氏名及び現場への連絡方法
- (5) 現場の気象状況
- (6) ヘリが離着陸する場所及び地上の支援体制
- (7) 応援に要する品目及び数量
- (8) ヘリの給油場所
- (9) その他必要な事項

3 応援側運航（管理）責任者は、出動の可否を決定し、要請側運航（管理）責任者に回答するものとする。

(応援の中断)

第6条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援者はヘリの応援を要請者と協議のうえ中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第7条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けてヘリポートを出発したときから始まり、

ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。

ただし、ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援要請に出動すべき命令があったときは、そのときからこの協定に基づく応援は始まるものとする。

- 2 ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援出動が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもってこの協定による応援は終了するものとする。

(応援のために出動したヘリの指揮)

第8条 応援出動したヘリの指揮は、要請者の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

また、応援活動の内容が第4条に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

- 2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって前項に規定する現場の最高指揮者と緊密な連絡をとるものとする。

(経費の負担)

第9条 応援に要する派遣職員の給与、旅費、ヘリの燃料費(応援先において給油する場合を除く。)

及び消耗品費等の通常経費並びに応援職員の公務災害に係る災害補償費は、応援側の負担とする。

- 2 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側の負担とする。

ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

- 3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

- 4 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度協議して定めるものとする。

(情報交換)

第10条 三県はこの協定に基づき相互に域内の臨時離着陸場等について情報交換を行い、出動時に速やかに対応できるよう日頃から努めるものとする。

(その他)

第11条 この協定に関して疑義又は定めのない事項が生じたときは、三県が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この協定は、平成15年1月1日から施行する。

(長野県・岐阜県航空消防防災相互応援協定の廃止)

- 2 平成14年2月8日に締結した長野県・岐阜県航空消防防災相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、三県知事記名押印の上、各1通を保有する。

平成15年1月1日

富山県知事	中 沖	豊
長野県知事	田 中	康 夫
岐阜県知事	梶 原	拓

7 消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、富山県（以下「甲」という。）及び新潟県（以下「乙」という。）において、消防防災ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(連絡及び調整)

第2条 甲及び乙は、耐空検査等について相互に連絡し点検スケジュールを調整する。

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請は、甲及び乙が保有するヘリが耐空検査及び整備等により運航不能又は他の用務のために出動できない場合で、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月30日付消防救第61号消防庁次長通知）の対象となる場合を除くヘリの出動事案が発生した場合に行うものとする。

(応援)

第4条 前条による応援要請を受けた県は、所掌業務、気象状況等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

(応援活動の位置付け)

第5条 応援活動の内容が救急搬送等消防の業務である場合には、甲及び乙の保有するヘリの出動にあつては、当該ヘリの航空隊に隊員を派遣した市町村等と応援を受けた市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）の間で消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第1項による応援活動があったものとする。

(応援要請の手続き)

第6条 応援要請は、要請側運航（管理）責任者（以下「要請者」という。）から応援側運航（管理）責任者（以下「応援者」という。）に対して行うものとする。

2 応援要請は、電話又はファクシミリにより次の事項を明らかにして行うものとする。

なお、要請後速やかに、応援側の定めている緊急運航要請書を提出するものとする。

- (1) 出動事案の概要
- (2) 必要な応援の内容
- (3) 事案発生の日時、場所及び状況
- (4) 現場の最高指揮者の職・氏名及び現場への連絡方法
- (5) 現場の気象状況
- (6) ヘリが離着陸する場所及び地上の支援体制
- (7) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (8) ヘリの給油場所
- (9) その他必要な事項

3 応援者は、出動の可否を決定し、要請者に回答するものとする。

(応援の中断)

第7条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援者はヘリの応援

を要請者と協議のうえ中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第8条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。

ただし、ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援に出動すべき命令があったときは、そのときからこの協定に基づく応援は始まるものとする。

さらに、ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援出動が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもってこの協定による応援は終了するものとする。

(応援のため出動したヘリの指揮)

第9条 応援出動したヘリ指揮は、要請者の定める現場の最高指揮者が行うものとする。また、応援活動の内容が第5条に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって前項に規定する現場の最高指揮者と緊密な連絡をとるものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要する派遣職員の給与、旅費、ヘリの燃料費(応援先において給油する場合を除く。)及び消耗品費等の通常経費並びに応援職員の公務災害に係る災害補償費は、応援側の負担とする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する補償費
- (2) ヘリの損傷に対する諸経費
- (3) 一般人の死傷に伴う損害賠償に要する諸経費

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

4 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

(情報交換)

第11条 この協定に基づき甲及び乙は相互に域内の臨時離着陸場等について情報交換を行い、出動時に速やかに対応できるよう日頃から努めるものとする。

(その他)

第12条 この協定に関して疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

(実施時期)

この協定は、平成20年4月1日から実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年3月31日

甲 富山県知事 石井 隆一

乙 新潟県知事 泉田 裕彦

5 - 4 関係協議会等

1 全国航空消防防災協議会

平成8年1月22日施行

2 富山県航空防災対策連絡会

富山県×富山県警察本部×陸上自衛隊第14普通科連隊×
航空自衛隊小松基地第6航空団×第九管区海上保安本部

平成14年9月11日施行

3 富山県航空医療連絡会

富山県防災航空センター×富山県立中央病院×
高岡市民病院×市立砺波総合病院×黒部市民病院

平成17年2月1日施行